

社労業務
係より

貰える年金が少ない。原因は天引きされていた保険料に見合う給与額の届出が会社からされていなかった事だという。差額分を会社でみてくれば…と従業員から言われた。年金の差額を試算して欲しい」とA社から相談があったのは、昨年秋の事でした。60才を過ぎると在職しながら年金を貰う事が可能になります。年金

「年金の手続きで社保事務所に行ったら

の手続きは本人がするのが基本ですから、事業主が保険料をきちんと納めていなかった事が判明する場合があります。従来、支払いには2年の時効がありましたが、「消えた年金記録」被害者救済のための

厚年特例法が成立し、事業主の遅った納付が認められ

るようになりました。総務省の第三者委員会に申し立て、認定を受ける事が条件ですが、A社のケースでは十分役立ちそうです。従業員とも話し合いをしながら円満解決をめざしています。



「今日は多くの方が傍聴していますので、判決理由について説明しましょう」と裁判官は判決を言い渡した後、原告と傍聴人に目配りをしながら噛んで含めるように話し始めました。皆様にも署名やかわのご協力を頂いたある女性がおこした裁判の事です。定刻の5分程前に裁判官は着席。原告と代理人の弁護士3名、そして支援者20数名も傍聴人席に座っていました。しかし被告人席には誰もいません。「定刻まで待

女性への有名弁護士の不法行為を断罪
パワハラ!

ちましょうね」と裁判官が一言。被告席に座るべき人は”市民の権利”で有名な弁護士。結局被告席は空席のまま判決が言い渡されました。原告の全面勝訴です。その後、理由を詳しく裁判官が説明したのは、民事裁判では異例。「ア

イル被害対策全国会議」の代表者も努めたこの弁護士のパワハラまで明確に認定した判決は画期的といえます。皆様のご支援に心から感謝します。



来年度の市町村宛指名願の受付は、2月いっぱいです。（一部は3月にずれ込む所も…）